

病児保育のご案内

お子さんが病気だけど仕事等の都合により家庭で保育ができない・・・という時にお子さんをお預かりします。お子さんは、専用の病児保育室で看護師と保育士が保育します。

1 対象児童

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない生後5カ月から小学校3年生までで、集団保育及び勤務等の都合で家庭での保育が困難であり、かつ、松本市、塩尻市、山形村、朝日村在住又は松本市内に勤務している保護者の児童。

※ 集団保育となるため、感染症については受入をお断りする場合があります。

2 利用日

月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日までを除く）

※相澤病院は8月14日～16日の期間、梓川診療所・丸の内病院・まつもと医療センターは8月13日～16日の期間がそれぞれ休みとなります。

3 利用時間

午前8時～午後6時まで

原則として4施設合わせて1回連続5日以内

4 実施施設 <市内4カ所>

施設名	住所	電話	1日あたりの利用定員
相澤病院3階病児保育室 「ひだまり」	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600 (内線4069)	4人
梓川診療所病児保育室 「ハイジ」	松本市梓川梓2344-1	0263-88-5681	8人
丸の内病院病児保育施設 「わかば」	松本市渚1-1-16	0263-88-8608	10人
まつもと医療センター病児保育室 「ひまわりハウス」	松本市村井町南2-20-30	0263-58-3526	6人

※相澤病院病児保育室は、病院玄関ホール「総合案内」でご案内します。

5 利用方法（持ち物等は予約管理システム「あずかるこちゃん」の施設詳細ページをご覧ください。）

(1) 登録について

事前登録が必要です。

※「あずかるこちゃん」からの登録が必要となります。詳細は松本市HPを参照ください。

ご利用する病児保育施設ごとの登録が必要となります。

○利用時に必要なもの … 健康保険証（資格確認書・マイナ保険証も可）、福祉医療費受給者証
※保育園等に通われている方は初回利用時に以下もお持ちください。

①支給認定証（A6サイズ）、②支給認定決定通知書（A4サイズ）
③認可外保育施設在園証明書（裏ページQRコードにデータあり） ①～③のいずれか1つ

延長保育承諾通知書（A4サイズ）※短時間保育で延長申請をされている方のみ

(2) 利用申込みについて

ご利用の施設に「あずかるこちゃん」からお申込みください。

○注意事項

※施設への受入判断に病名や病状が必要なため、事前にかかりつけ医等の診察を受けてください。

※キャンセルをする場合は、利用当日の午前7時30分までに「あずかるこちゃん」からキャンセル手続きをしてください。

※予約の確定は、申し込み順ではなく他のお子さんの病状や職員の体制も含めて判断していますのでご了承ください。

(3) 診療情報提供書について

利用の際は、医師による診療情報提供書（病児保育用のもの）を提出していただきます。診療情報提供書を持参してかかりつけ医等の診察を受け、診療情報提供書に記入をいただいでください。

※この書類は、市HPからダウンロードできるほか、市役所こども育成課・各病児保育室・市内公立保育園に設置しております。

※「松本市小児科・内科夜間急病センター」はあくまでも急病の時の診察となるため、診療情報提供書の発行はできませんので、ご了承ください。

※発行日から7日以内が利用可能です。（ただし、診療時と症状が変わりなくその間一度も登園をしていないこと。（回復していないこと））

6 利用料金及び納入方法

【利用料金】

対象児童の区分		利用時間に応じた1日あたりの料金		
		4時間以内	4時間を超え8時間以内	8時間を超える30分以内ごと
松本市内在住	保育園・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に在籍している児童	無料	無料	100円 (延長保育利用児童は、登録時間内は無料)
	上記以外の児童	650円	1,300円	100円
松本市内に住所を有していないが、松本市内に在勤している保護者の児童		1,300円	2,600円	200円

※塩尻市・山形村・朝日村の方は各自自治体にお問い合わせください。

【納入方法】

利用の翌月、松本市役所こども育成課から「納入通知書」を郵送いたしますので、金融機関等でお支払いください。

7 その他

(1) 対象児童が次のいずれかに該当する際は、利用できない場合がありますので、病児保育室に電話で確認をしてください。

ア 感染症を有し、かつ、感染のおそれがあるとき。

イ 病状が重く、入院加療の必要があるとき。

ウ 定員を超え、病児保育の実施体制の維持が困難であるとき。

エ その他、病児保育を行うにあたり、不相当と認めるとき。

(2) 保育中に医師の処置が必要となった場合の医療費は利用者の負担となります。

松本市HP【病児・病後児保育事業】



【お問い合わせ】

松本市役所こども育成課児童担当（松本市役所東庁舎別棟1階）

TEL0263-34-3261（直通） FAX0263-34-3309